

(別紙)

宮崎県新規就農者育成方針

(令和8年1月現在の情報)

都道府県名	宮崎県	問合せ 窓口	(組織名) 担い手農地対策課 (住所) 宮崎市橘通東2丁目10番1号	(電話) 0985-26-7124 (メールアドレス) ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp
-------	-----	-----------	---------------------------------------	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位: 人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)			
	令和7年度		令和6年度		令和5年度			令和4年度		
	うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下			うち49歳以下		
新規就農者数(必須)	500	—	321	292	360	277	389	374	年度の考え方: 当該年の1~12月	
内訳	新規参入者数	—	—	52	49	50	42	78		77
	新規自営農業就農者数	—	—	65	62	90	89	88		87
	新規雇用就農者数	—	—	204	181	220	146	223		210

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	安心感を持って宮崎で就農できるよう相談から研修・就農まで、市町村や関係機関等と連携して切れ目ない伴走支援を行います。
地域と農業の紹介文	宮崎県の東には日向灘、西には九州山地や霧島連山と、自然環境に恵まれており、サーフィンや釣り、登山やトレッキングといった趣味を大いに楽しむことができます。また、「日本のひなた宮崎県」に象徴されるように、平均気温が高く、温暖な気候に恵まれ、日照時間及び快晴日数は全国のトップクラスにあります。この恵まれた自然条件を生かし、周年を通してきゅうりやピーマンなどの野菜の生産が盛んに行われており、また、宮崎牛やブロイラーなどの畜産も全国有数の産地となっています。
主な農産物	きゅうり、ピーマン、きんかん、日向夏、マンゴー、肉用牛、豚、ブロイラー、スイートピー、ランタンキュラス
地域が求める新規就農者	農業後継者に加え、UIJターナー者や新規参入者など多様な経験や知識を持ち、経営発展に意欲的に取り組むことができる農業者

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	宮崎県担い手農地対策課、宮崎県農業経営・就農支援センター(宮崎県農業振興公社、県内農業改良普及センター等)、県内市町村農業振興関係課	農業者による指導	県内農業経営指導士、篤農家
研修支援	宮崎県立農業大学校、みやざき農業実践塾、県内のJAトレーニングセンター、先進農家等の研修機関	販路支援	県内JA、県内農業改良普及センターと連携して支援
技術・経営指導	県内農業改良普及センター、JA生産部会、農業者	生活に係る支援(住居、子育て等)	宮崎県中山間・地域政策課、宮崎県こども政策課、宮崎ひなた暮らしUIJターナーセンター、県内市町村と連携して支援
農地確保支援	農地中間管理機構、市町村の農業委員会	事務局・全体調整	宮崎県担い手農地対策課
機械・施設等の確保支援	宮崎県担い手農地対策課、宮崎県農業普及技術課、宮崎県農産園芸課、宮崎県畜産振興課、県内JA	その他	
資金相談	宮崎県農業普及技術課、県内農業改良普及センター、県内JA、日本政策金融公庫宮崎支店 農林水産事業	その他	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	○ 就農・移住相談対応、就農相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回程度、東京や大阪等で開催される就農相談会等への参加の他、年1回宮崎県で就農相談会を開催しています。 ・年1回程度、首都圏にて就農事例の紹介や就農経験者・移住者と意見交換ができる「みやざき就農講座」を開催しています。 ・随時、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターで移住や就農、宮崎県農業経営・就農支援センターで就農に向けた相談を受け付けています。
	○ 就農体験ツアー・インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人等への派遣型の研修を行い、就農希望者と農業法人等の双方の希望を照らし合わせ、マッチングした先で1か月間(最長3か月間)就労する「お試し就農」を実施しています。実際に働いて感触を確かめ、お試し期間終了後、直接雇用となる事例もあります。年間90人程度の方がお試し就農をされており、このうち50人程度の方がその後直接雇用されております。いきなり農業を始めることに不安がある方や宮崎での暮らし・農業を体験したい方はぜひご参加ください。
	○ ホームページ、パンフレット等での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県の農水産業に関する支援等をまとめたホームページやYouTubeチャンネルを「ひなたMAFIN」として情報提供しています。 ・「日本のひなた宮崎県」移住・UIJターン情報サイトにおいて、移住された方の体験談や仕事、住まい、市町村等の情報を提供しています。 ・就農までの道すじや主な支援制度、県内の主な研修施設、就農された方の体験談等をパンフレットにまとめて紹介しています。
	その他	
就農前の支援	○ 研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が運営する「みやざき農業実践塾」や県内のJA等が運営する15のトレーニング施設で1～2年間の研修を実施しています。 ・宮崎県農業振興公社の事業で、新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の交付要件を満たさない研修生に対して資金を交付しています(年間72～144万円)。
	○ 就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	<ul style="list-style-type: none"> ・就農相談の総合窓口として宮崎県農業振興公社、分室として宮崎県農業会議、宮崎県農業協同組合中央会、地域における相談窓口として各地域の市町村農業振興関係課、各農業改良普及センター、各JAにおいて就農相談窓口を設置しており、就農相談に対応しています。
	○ 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の農業委員会や農地中間管理機構において、農地の相談に対応しています。 ・各JAにおいて施設や機械等の相談に、宮崎県担い手農地対策課等において施設整備等の際に活用できる補助事業等の相談に応じています。 ・各農業改良普及センターにおいて各種資金、日本政策金融公庫宮崎支店において青年等就農資金等の相談を受け付けています。
	○ 販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業改良普及センターやJAにおいて、情報提供や助言を行っています。 ・農畜産物の6次化については、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、指導・助言を行っています。
	○ 生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本のひなた宮崎県」移住・UIJターン情報サイトにおいて、県内市町村の空き家や住居に関する支援を記載しています。 ・県独自の支援として、「子育て応援カード」(県内在住で、高校生以下のお子様と妊娠中の方のいるご家庭に交付するカード)を協賛店で提示すると、割引などの様々なサービスが受けられます。
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	<input type="radio"/>	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各農業改良普及センターで新規就農者に対して技術情報の提供や指導を行っています。また、農業者向けの基礎知識や基礎知識を身につけた方にさらなる知識を学ぶための研修を実施しています。 ・県立農業大学校農業総合研修センターにおいて、農業者向けのリカレント研修を年10回程度開催しています。
	<input type="radio"/>	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の農業委員会や農地中間管理機構において、農地の相談に対応しています。 ・各JAにおいて施設や機械等の相談に、宮崎県担い手農地対策課等において施設整備等の際に活用できる補助事業等の相談に応じています。 ・各農業改良普及センターにおいて各種資金、日本政策金融公庫宮崎支店において青年等就農資金等の相談を受け付けています。
	<input type="radio"/>	販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業改良普及センターやJAにおいて、情報提供や助言を行っています。 ・農畜産物の6次化については、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、指導・助言を行っています。
	<input type="radio"/>	地元農家や地域住民との交流促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・年に15回、県内の新規就農者等を対象にした交流会等を開催し、新規就農者同士の親睦を深め、情報交換ができる場を提供しています。
	<input type="radio"/>	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本のひなた宮崎県」移住・UIターン情報サイトにおいて、県内市町村の空き家や住居に関する支援を記載しています。 ・県の事業で移住支援金最大100万円を助成しています。 ・県独自の支援として、「子育て応援カード」(県内在住で、高校生以下のお子様と妊娠中の方のいるご家庭に交付するカード)を協賛店で提示すると、割引などの様々なサービスが受けられます。
		その他	

注：都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注：必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

第3 経営発展支援事業における都道府県加算ポイントの内容

新規就農者育成総合対策実施要綱 等に基づき、次のとおり、都道府県加算ポイントを設定する。

項目	要件	配分ポイント
重点品目	次の計画等に位置付けられた振興品目等で就農する。 ○第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（ただし、施設・露地野菜、花き、果樹は、下記の計画等に位置付けられた品目とする） ○宮崎の園芸（重点推進・戦略品目野菜） ○宮崎県果樹農業振興計画 ○宮崎県花き振興計画 ○産地ビジョン	1
研修	次のいずれかの研修を修了している。 ①「新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領」に基づく県認定研修機関の研修 ②雇用就農資金を活用した研修	1
	上記の研修期間が2年以上である。	1
独立・自営就農時の年齢	独立・自営就農時の年齢が40歳未満である。	1
中山間地域	中山間地域に就農する。	1
夫婦型	夫婦で就農する。	1
承継	主要な機械・施設について、三親等以内の親族又は第三者から農業経営資源を承継する。	1
市町村等リース	市町村等が整備した施設において、リース（契約期間5年以上）により、就農・規模拡大する。	1
補助対象事業費	経営発展支援事業の事業費について、経営発展支援事業のみの申請は1,000万円、経営開始資金との併用の申請は500万円を超えている。	1
新規参入	青年等就農計画の就農形態が「新たに農業経営を開始」である。	1
自己資金	自己資金が250万円以上ある。	1
配分可能な都道府県加算ポイントの合計		11

第4 世代交代円滑化タイプ等における県加算ポイントの内容

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱 等に基づき、次のとおり、県加算ポイントを設定

項目	要件	配分ポイント
重点品目	次の計画等に位置付けられた振興品目等で就農する。 ○第八次宮崎県農業・農村振興長期計画 (ただし、施設・露地野菜、花き、果樹は、下記の計画等に位置付けられた品目とする) ○宮崎の園芸(重点推進・戦略品目野菜) ○宮崎県果樹農業振興計画 ○宮崎県花き振興計画 ○産地ビジョン	1
研修	次のいずれかの研修を修了している。 ①「新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領」に基づく県認定研修機関の研修 ②雇用就農資金を活用した研修	1
	上記の研修期間が2年以上である。	1
独立・自営就農時の年齢	独立・自営就農時の年齢が40歳未満である。	1
農業経営開始日	農業経営を開始した日が「事業実施の3年度前」である。	1
中山間地域	中山間地域に就農する。	1
承継	主要な機械・施設について、三親等以内の親族又は第三者から農業経営資源を承継する。	1
国費補助額	要望調査時において、国費補助額が上限額(600万円)である。	1
就農形態	就農形態が「新たに農業経営を開始」である。 また、親元就農の場合は「親の経営を継承(全体)」である。	1
配分可能な都道府県加算ポイントの合計		9